

【若年世帯・Uターン世帯・地域貢献世帯】

基町地区の活性化を支援する 若年世帯・Uターン世帯・地域貢献世帯の 市営基町アパート入居者募集案内

- ☆ この入居の申込みには、申込資格があります。
- ☆ この「入居者募集案内」をよく読んでから、申込みをしてください。
- ☆ この入居は、基町地区の活性化を支援する方のための入居です。通常の市営住宅の入居とは異なります。



○ 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、郵送又は持参により、申込みをしてください。

※募集中の住戸がない場合、申込みはできませんので、下記の間合せ先又は本市ホームページで募集中住戸の有無をご確認ください。

※申込みには、申込書のほか必要な書類があります。

○ 申込先・問合せ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局住宅部住宅政策課基町住宅担当

(郵送の場合は、住所は不要です。)

電話番号：082-504-2457

※持参による申込みの場合の受付時間は、午前9時から午後5時(閉庁日は除く)までです。

募集住宅は、広島市ホームページにてご覧いただけます。

基町アパート入居

検索



目 次

はじめに、申込みにあたっての注意	1
1 申込資格	2
2 対象住戸等	3
3 入居期間	3
4 入居者選定方法	3
5 入居にあたっての注意	3
6 収入基準	4
7 必要書類	5
8 申込みから入居までの流れ	7
9 対象住戸の間取り例	7

【若年世帯・Uターン世帯・地域貢献世帯】

はじめに

この入居募集は一時使用といい、一般公募での市営住宅の入居募集とは異なります。
【次のいずれかの世帯に該当する方が申込みできます】

自治会に加入し、地域の活動に参加していただける**若年世帯、Uターン世帯、地域貢献世帯**で、入居しようとする家族全員の**収入の合計が一定基準以上**の世帯

若年	夫婦（内縁関係・パートナーシップ宣誓者を含む。）の一方の満年齢が40歳未満の世帯若しくは親の満年齢が40歳未満である母子・父子世帯（配偶者及び子ども以外の同居は不可。）又は満年齢が40歳未満の単身者
Uターン	基町アパートに居住していたことがあり（居住している者を含む。）、現在基町アパートに居住している65歳以上の親等（申込者またはその配偶者の3親等以内の親族）の世話（食事の世話や買い物、通院の付き添い等）をする世帯
地域貢献	現在基町アパートに居住しており、基町地区社会福祉協議会に所属する団体の役員に就任している世帯 ※ 若年世帯、Uターン世帯として入居した方が、入居後、地域貢献世帯として申し込むことも可

申込みにあたっての注意

- 1 申込資格に関する基準日は「申込日」現在とします。
- 2 次のような場合、**すべての申込みを無効**とします。
 - (1) 1世帯で2通以上の申込みをした場合。
 - (2) 同一人の氏名が2通以上の申込書に記載されていた場合。
- 3 若年世帯、Uターン世帯、地域貢献世帯のいずれかを選択して申込みをしてください。なお、世帯を分離しての申込みも可能です。ただし、夫婦の分離については、Uターン世帯に限ります。（※Uターン世帯であっても、現在基町アパートに居住している場合は夫婦の分離はできません。）
- 4 申込資格の審査にあたっては、必要に応じて関係官庁や勤務先などで事情の調査確認をすることがあります。
- 5 申込み後の家族の増減変更は、原則として結婚・出生・死亡・転出以外は認めません。
- 6 **次のような場合、申込みを無効とします。また、選定（書類審査、面接等）の結果、入居の予定者に決定された後でも失格となります。**
 - (1) 申込資格がないとき。また、申込みから入居手続きまでの間に申込資格をなくしたとき。
 - (2) 申込書に不正の記載があったとき。
 - (3) 申込書に申込住宅などの必要事項を記載していないとき。
 - (4) 面接、入居手続き、入居説明等に無断で欠席したとき。
 - (5) 入居手続きに必要な書類を指定期限までに提出しないとき。
 - (6) 所定の申込書以外で申込みをしたとき。
 - (7) Uターン世帯において、世話をする親等の住戸が重複するとき。

【若年世帯・Uターン世帯・地域貢献世帯】

7 同居人について

(1) Uターン世帯、地域貢献世帯にあつては、申込者またはその配偶者の3親等以内の親族以外の同居はできません。

(2) 若年世帯にあつては、配偶者及び子ども以外の同居はできません。また、夫婦（内縁関係・パートナーシップ宣誓者を含む。）を分離しての申込みもできません。

8 申込書など受付した書類は一切お返しいたしません。

9 申込書など受付した書類の内容に不備等がある場合は、電話により確認させていただくことがありますので、申込書の「電話」欄には、必ず連絡が取れる電話番号を記入してください。

また、不備の内容によっては、受付せずに申込書を返送する場合があります。修正により、申込みが可能な場合は、不備箇所を修正の上、指定の「不備修正期間」内に、申込先に直接ご持参ください（郵送は受け付けません）。

なお、不備修正期間内に持参されない場合は、申込みがなかったものとして取り扱います。※「不備修正期間」は、申込日から5日間（閉庁日を除く）とします。

10 条件付きでの申込み（婚姻予定、離婚調停中等、就職予定）については、申込日の翌月の末日（その日が土・日・祝日に当たるときは、直後の平日）（就職予定にあつては、申込日の6月後の月の末日）までに当該条件が整う必要があります。

11 現在市営住宅に入居中の世帯の場合は、現住宅の返還手続きを行っていただきます。

1 申込資格

(1) 入居後において、次に掲げる①又は②に該当すること。

① 自治会長と入居要件となる地域活動を定めるための面談を実施し、面談結果に基づく地域活動に参加すること。

② 基町地区社会福祉協議会に所属する団体の役員に就任すること。

(2) 地域貢献世帯については、申込時点で市営基町アパートに居住しており、基町地区社会福祉協議会に所属する団体の役員に就任していること。

(3) 入居しようとする世帯全員の収入の合計が一定基準以上（4ページ参照）であること。

(4) 申込者本人が市町村民税を滞納していないこと。

(5) 入居しようとする世帯全員が市営住宅の家賃、市営店舗及び市営住宅等附設駐車場の使用料等を滞納していないこと。

(6) 入居しようとする世帯全員が暴力団員（※）でないこと。

※ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

2 対象住戸等

- (1) 住戸 募集中の住戸については、本市ホームページでご確認ください。
間取りの例は7ページをご覧ください。
- (2) 家賃 35,000円～45,000円程度
※ 住戸によって異なるため、本市ホームページで募集中の住戸の家賃をご確認ください。また、家賃は毎年度見直しがあります。

3 入居期間

申込資格を満たす期間とします。

ただし、1年ごとに更新手続きが必要で、申込資格を満たしており、市長が基町地区の活性化に必要であると認める場合は一時使用許可を更新します（申込資格を満たしている期間は、継続して入居できます。）。

また、更新手続きにおいては、更新許可申請書や地域活動等への参加状況などについての報告書及び入居時提出書類と同様の書類（5ページ7必要書類）を提出していただきます。

なお、若年世帯又はUターン世帯として入居した世帯が、入居後に地域貢献世帯の申込資格を満たすことになった場合は地域貢献世帯として更新することもできます。

4 入居者選定方法

書類審査及び面接（入居後の地域活動などに関する面接を実施します。）

5 入居にあたっての注意

- (1) 入居者は、自治会に加入し、地域活動に参加してください。
- (2) 住宅内で犬・猫等動物の飼育等の迷惑行為をしてはいけません。
- (3) 住宅を第三者に転貸し、又はその使用权を譲渡してはいけません。
- (4) 住宅の現状を変更し、又は工作物を設置してはいけません。ただし、あらかじめ文書により承認を受けたときはこの限りではありません。
- (5) 募集住宅は、前入居者が退去した住宅を部分的に補修し、入居していただくものです。そのため、住宅ごとの傷みの程度により美観や補修内容が異なりますので、ご了承ください。
- (6) 共益費は他の入居者と同様に入居者負担とします。（原則自治会で徴収）
- (7) 家賃は、銀行等で納付書(中区役所建築課から送付)にて納めていただきます。
- (8) 敷金等については、次のとおりです。

項 目		条 件
敷金等	敷 金	必要なし
	共 益 費	各自治会のルールによる。
経 費	電気・ガス・上下水道等	入居者負担
その他	管 理	入居者が管理責任を負う

6 収入基準

入居の申込みには、月額収入が一定基準以上であることが必要です。

ただし、60歳未満の単身者等が地域貢献世帯として申し込む場合は、収入基準はありません。

「月額収入」とは、年間総所得（入居しようとする世帯全員の1年分の所得の合計）から一般控除、特別控除及び基礎控除の控除額の合計を差し引いた後の金額を、12で割った金額です。これは、国の定めたきまりに基づいて算出するものであり、一般に言われる「手取り」などとは異なります。月額収入の計算のしかたについては、広島市市営住宅入居者募集案内（最新版）をご覧ください。

なお、2種類以上の所得がある方は、合算してください。

$$\text{月額収入} = \{ \text{年間総所得} - (\text{一般控除} + \text{特別控除} + \text{基礎控除}) \} \div 12$$

(円未満切り捨て)

<月額収入の基準>

公営住宅を申込みの場合	月額収入 158,000円以上
改良住宅を申込みの場合	月額収入 114,000円以上

※ 募集する住宅は、公営住宅と改良住宅の2種類があり、収入基準が異なりますので、申込みされる住宅の区分をよく確認の上、申込みをしてください。なお、公営住宅は公営住宅法により、改良住宅は住宅地区改良法等に基づき建設された住宅であり、異なる法律のため、収入基準が異なります。

<収入の種類>

収入計算の対象となる収入	収入計算の対象とならない収入
<ul style="list-style-type: none"> 国民年金、厚生年金、恩給等（ただし、遺族年金、障害年金は対象外） 給与、賞与、残業その他の手当（アルバイト、パート等の収入も含む。） 事業による所得（生命保険の外交員等の報酬も含む。） 日雇い等による所得 その他、利子・配当・個人年金など継続的な収入で課税対象になるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 遺族年金・遺族基礎年金、障害年金・障害基礎年金、老齢福祉年金など（ただし、課税対象となる公的年金等は除く。） 児童手当・児童扶養手当 生活保護法による扶助費 中国残留邦人等に対する支援給付 原爆被爆者諸手当 雇用保険金、労災保険金、休業補償 仕送り 給与所得者の一定額までの通勤手当 退職所得、譲渡所得などの一時的な所得 申込日から1か月後までに勤務先を退職することが確実な方のその勤務先からの収入 年金生活者支援給付金 株式譲渡益

7 必要書類

(1) 申込み時に必要な書類

必要書類	注意事項
申込書	<ul style="list-style-type: none"> 同居される方全員を記入してください。(結婚・出生を除き、申込書に記入されていない方を入居後に追加することはできません)。 メールアドレスをお持ちの方は、必ず記入してください。
住民票の写し	<p>入居しようとする方全員の氏名、続柄の記載があるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込者本人の申込日現在の住所がわかるものであることが必要です。 住民票の写しが別々で申込者本人との続柄が判明しない場合は、戸籍謄本等が必要です。 <p>※ 広島市では、各区役所の市民課・出張所で発行します。</p>
収入を証明する書類	<p>6ページの「収入を証明する書類について」をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居しようとする方全員(扶養を受けている中学生以下の方は除く。)について必要です。 失業中の方や収入のない方についても必要です。
市町村民税の納税証明書(完納証明書)	<p>前年度分の市町村民税を完納したことがわかる証明書。</p> <p>ただし、課税されていない方は、前々年中の所得額が記載された課税台帳記載事項証明書。申込者本人のみ必要です。</p> <p>※広島市では、各区役所内の市税事務所又は税務室・出張所で発行します。</p>
同意書	<ul style="list-style-type: none"> 「市営基町アパートの一時使用(入居)に係る同意書」の、【共通】と、該当する世帯区分の欄に☑をして自署してください。
入居要件の調査に係る同意書 (Uターン世帯で申し込まれる方のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 必要事項を記入の上、自署してください。

※ Uターン世帯については、申込者本人が、市営基町アパートに居住していた又は居住していることを証明する書類を提出していただくことがあります。

○ 該当する方のみ必要な書類

区分	必要書類
婚約中の方 (申込日から1か月後までに婚姻の届出を行う方)	婚約証明書
パートナーの方	パートナーシップ宣誓書受領証 パートナーシップ宣誓書受領カード
離婚調停中の方 (申込日から1か月後までに離婚の届出を行う方)	離婚調停事件受理証明書(離婚調停事件の受理日が申込日以前のものに限る。)
就職予定の方	就職後の収入が分かる書類

※ 事情に応じて、その他必要な書類を提出していただくことがあります。

【若年世帯・Uターン世帯・地域貢献世帯】

※収入を証明する書類について

所得の種類によって、次のいずれかを準備してください。

なお、2種類以上の収入がある方は、それぞれの収入を証明する書類が必要です。

ア 給与所得の場合

勤務開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の勤務先に前年1月1日以前から採用されている方	前年1月～12月	次のいずれかを提出してください。 ・前年分の源泉徴収票 ・勤務先の給与等支払証明書
現在の勤務先に前年1月2日以降に採用された方	① 勤務を開始した月の翌月から1年間（12か月） ② 1年未満の場合は、勤務し始めた月の翌月から申込月の前月まで ③ 採用後まだ1か月分の給与等（採用月の翌月の給与等）を受けていない場合は、雇用条件に基づく1か月分の支払予定額	・勤務先の給与等支払証明書

イ 事業所得等の場合

事業等開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の事業等を前年1月1日以前から開始している方	前年1月～12月	・前年分の確定申告書の控え（税務署の受付印があるもの）
現在の事業等を前年1月2日以降に開始した方	① 事業等を開始した月の翌月から1年間（12か月） ② 1年未満の場合は、事業等を開始した月の翌月から申込月の前月まで	・収支内訳書 及びこれを証明する帳簿等

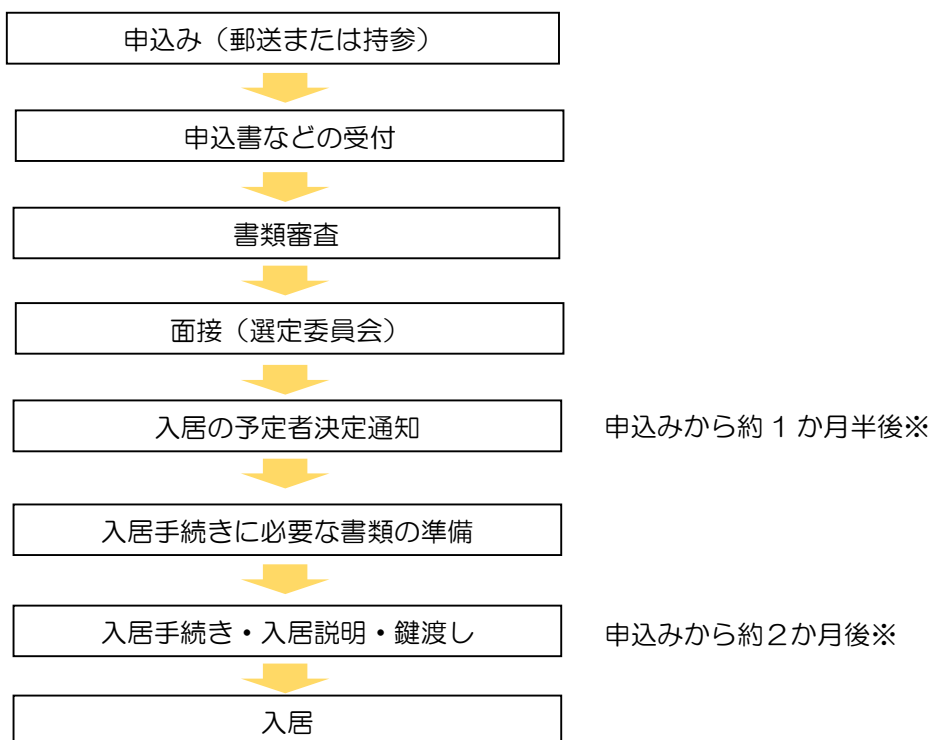
(2) 選定（書類審査・面接等）の結果、入居の予定者の決定通知を受けた方に提出していただく書類

- ① 市営住宅一時使用許可申請書
- ② 緊急連絡人の連絡先等を記載した書面
- ③ 一時使用予定者決定通知書（入居予定者として決定した方に送付した通知書）
- ④ その他

婚姻予定、転職予定など条件付きで申込みをされた方については、婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、在職証明書、離婚届受理証明書又は戸籍謄本など条件が整ったことを証明できる書類等

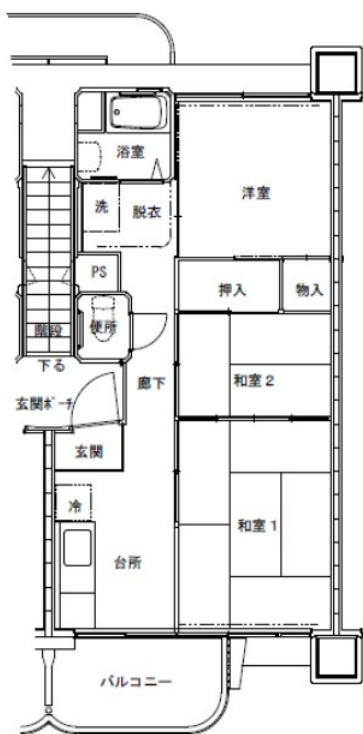
（5 ページ参照）

8 申込みから入居までの流れ



※時期は、目安を示しており、必要な書類の提出状況などにより前後することがあります。

9 対象住戸の間取り例 (反転タイプの場合もあります。)



高層棟 3Kタイプ 41.85㎡



高層棟 2Kタイプ 37.39㎡